北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例案の概要

保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

改正の趣旨

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）の改正等に伴い、規定の整備を行う。

改正の動機

プロバイダ責任制限法が改正され、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務づけるとともに、法令の名称が改められた。

改正の内容

１　引用する法律の名称変更及び条項ずれの解消【第30条第３項】

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第２条第３号

↓

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第２条第４号

２　少年の補導に関する事務に従事する警察職員に係る文言の整理【第36条】

施行期日

一部を除き、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日

情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）の概要

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し**、**①対応の迅速化**、**②運用状況の透明化**に係る措置を義務づける。

改正事項

大規模プラットフォーム事業者※1に対して、以下の措置を義務づける。

※1　迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない**一定規模以上等の者**。

①　対応の迅速化　（権利侵害情報）

- 削除申出窓口・手続の整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

②　運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、**法律**※2**の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める**。

※2　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日　公布の日（令和６年５月17日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日